

福井県道路公社の解散について

<概要>

- 道路公社が管理する有料道路は、県内の重要な観光地を結ぶアクセス道路として建設され、これまで観光振興に大きく寄与してきた。
- 法恩寺山有料道路については、令和4年9月30日をもって料金徴収期間（30年）が終了し、翌10月1日から勝山市道となり無料開放される。
- 三方五湖有料道路については、道路公社の解散を契機に、災害に対し迅速な復旧対応ができるよう県道化し、より安定的な道路管理を行う。
- 北陸新幹線福井・敦賀開業や中部縦貫自動車道の県内全線開通に向けて有料道路を無料開放することで、スキージャム勝山やレインボーライン山頂公園をはじめとする県内観光地への周遊観光を促し、さらなる誘客を図る。
- 有料道路2路線の無料開放とそれに伴う公社の解散を円滑かつ確実に行うため、これに関連する議案を提出する。

① 福井県道路公社の解散について (第39号議案)

(概要)

道路公社は地方道路公社法第34条第1項により、管理運営する道路整備特別措置法に基づく有料道路の料金徴収期間の満了により解散すると定められている。

今回、同法に基づく法恩寺山有料道路の料金徴収期間30年の満了により、道路公社を解散する。

道路公社が国土交通大臣に解散認可申請するにあたり、地方道路公社法第34条第5項に基づき道路公社解散の同意について県議会の議決を求める。

(解散の方針)

平成20年新行財政改革実行プランにおいて、有料道路の早期無料開放や公社の早期解散について検討した。

その結果、管理運営している2路線とも単年度収支は黒字であったため、料金徴収期限まで存続させたほうが、解散時の県の債務負担額が減少するとして、令和4年9月末まで公社を存続させる方針を県議会に報告した。(平成23年2月議会土木警察常任委員会)

② 三方五湖有料道路の県道認定について (第40号議案)

- 道路公社解散後の道路管理について検討を行い、令和4年10月1日から「一般県道 三方五湖レインボーライン線」として無料開放することとした。

<メリット>

- ・道路法上の道路となるため、災害時に国の補助（補助率2/3）を受けることができ、迅速かつ安定的な道路管理が可能。
- ・県道化し、無料開放することで、観光地へさらなる誘客を図ることができる。

③ 権利の放棄について (第42、43号議案)

(1) 福井県道路公社事業資金貸付金

債権の額 2,215,650,000円

放棄の理由 三方五湖有料道路における災害復旧や施設改修に係る資金は、市中銀行から借り入れてきたが、借入金利息が経営の負担となることから、平成20年度に県からの無利子貸付金に借換を行った。

建設費や維持管理費は料金収入で賄ってきたが、災害復旧費約13億円、災害復旧費などの借入金利息約9億円について、公社解散時点において返済の見込みが無いため債権放棄する。

(2) 法恩寺山有料道路事業に係る県出資金

債権の額 393,094,000円

放棄の理由 毎年、料金収入の一部を出資金返還のために積立ててきたが、料金徴収期間30年間に出資金を全額返還できるまで積み立てられなかった。県の出資金6.48億円のうち、2.55億円は返還されるが、3.93億円について返還の見込みが無いため債権放棄する。